

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 主事及び技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	329	14.6	主事 技師 保育技師 心理判定員 学芸員 教諭 消防副士長(主事) 消防士(主事)	160 40 48 2 2 5 39 33	329	14.6	係員の職
				計	329			
2級	(1) 事務主任及び技術主任の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	446	19.8	事務主任 技術主任 主任保育技師 主任心理判定員 学芸員 主任教諭 消防士長(主任)	210 82 43 1 1 20 89	446	19.8	相主 当 任 職
				計	446			
3級	(1) 市長の事務部局の本庁の係長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	846	37.6	係長 総括主査 総括技査 事業推進員 徴収推進担当員 専門技術員 子育てサポートセンター次長 <small>保育所(園)長(白土、本町、古湊、泉、錦、綴及び四倉保育所長を除く。)</small> 総括指導保育技師 財産区担当員 主査 技査 指導保育技師 指導心理判定員 幼稚園副園長 <small>公民館長(中央、豊間、中央台、小名浜、泉、植田、常磐、内郷及び四倉公民館長を除く。)</small> 指導教諭 監査専門員 消防司令補(係長) 消防司令補(田人分遣所長) 消防司令補(消防教育指導員) 消防司令補(訓練指導員) 消防司令補(主査)	104 8 1 23 1 11 1 21 1 2 411 52 60 1 2 5 11 2 24 1 1 12 91	846	37.6	係長 相 当 職
				計	846			
4級	(1) 市長の事務部局の本庁の主任主査及び主任技査の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	192	8.5	主任主査 主任技査 消防司令(主任主査)	126 38 28			
				計	192			
5級	(1) 市長の事務部局の本庁の課長補佐の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	137	6.1	課長補佐 主任事業推進員 主任専門技術員 税務事務所次長 いわき芸術文化交流館課長 いわき震災伝承みらい館副館長 いわき駅前及び中央台市民サービスセンター所長 南部衛生センター次長 清掃管理事務所次長 地区保健福祉センター次長 白土、本町、古湊、泉、錦、綴及び四倉保育所長 卸売市場次長 計量検査所長 港湾担当主幹 <small>支所次長(小名浜、勿来、常磐及び四倉支所次長を除く。)</small> 地域振興担当員 市民相談員 美術館課長 幼稚園長 <small>小名浜、植田、常磐、内郷及び四倉公民館副館長</small> <small>豊間、中央台及び泉公民館長</small> 三和学校給食共同調理場所長 指導主事 消防司令(課長補佐) 消防司令(副署長) <small>消防司令(中央台、小川、川前、江名、遠野、三和分遣所長)</small>	49 4 2 3 1 1 1 1 1 1 5 7 1 1 1 2 10 2 1 1 1 1 1 17 6 10 6	329	14.6	課長 補 佐 相 当 職
				計	137			

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
6級	(1) 市長の事務部局の本庁の課長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	189	8.4	課長 小名浜、勿来、常磐及び内郷税務事務所長 総括観光交流専門員 総括国際交流担当員 北部清掃センター所長 下水道管理事務所長 地区保健福祉センター所長 千寿荘長 総括動物愛護担当員 東京事務所次長 総括土木相談専門員 区画整理事務所長 内郷、遠野、小川、好間、三和、田人、川前及び久之浜・大久支所長 小名浜、勿来、常磐及び四倉支所次長 統括主幹 主幹 小名浜、植田、常磐、内郷及び四倉公民館長 いわき総合図書館副館長 美術館副館長 総括指導主事 管理主事 主任指導主事 事務局次長 消防司令長(課長) 消防司令長(署長)	49 1 1 1 1 2 6 1 1 1 1 1 4 3 15 82 4 1 1 1 2 5 1 1 1 3	189	8.4	課長相当職
				計	189			
7級	(1) 市長の事務部局の部次長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	90	4.0	部次長 文化スポーツ室長 観光交流室長 生活排水対策室長 東京事務所長 公営競技事務所長 小名浜、勿来、常磐及び四倉支所長 会計室長 参事 中央公民館長 いわき総合図書館長 美術館長 事務局長 消防監(消防次長) 消防監(参事)	21 1 1 1 1 1 3 1 48 1 1 1 3 1 5	90	4.0	部次長相当職
				計	90			
8級	(1) 市長の事務部局の部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	17	0.8	部長 特定政策推進監 会計管理者 参与 事務局長 消防正監(消防長)	10 1 1 3 1 1	20	0.9	部長相当職
				計	17			
9級	(1) 市長の事務部局の困難な業務を処理する部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	3	0.1	部長	3			
				計	3			
合計		2,249	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員の職務	0	0.0			0	0.0	医師の職
				計	0			
2級	医長の職務	0	0.0			0	0.0	医長の職
				計	0			
3級	(1) 科長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	0	0.0			0	0.0	相科当長職
				計	0			
4級	(1) 病院の長の職務 (2) 保健所長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	1	100.0	保健所長	1	1	100.0	相院当長職
				計	1			
合 計		1	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	医療技師の職務	0	0.0			0	0.0	医療係員の職
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする医療技師の職務	9	40.9	薬剤技師	3	9	40.9	
				臨床検査技師	2			
				栄養技師	3			
				歯科衛生技師	1			
				計	9			
3級	(1) 主任技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	1	4.5	主任獣医技師	1	9	40.9	主任技師相当職
				計	1			
4級	(1) 困難な業務を行う主任技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	8	36.4	主任薬剤技師	3	9	40.9	
				主任獣医技師	0:00			
				主任臨床検査技師	1			
				主任栄養技師	2			
				主任歯科衛生技師	1			
				計	8			
5級	(1) 専門技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	1	4.5	専門獣医技師	1	1	4.5	専門技師相当職
				計	1			
6級	(1) 副技師長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	3	13.6	保健所課長補佐	1	3	13.6	副技師長相当職
				主任専門栄養技師	2			
				計	3			
7級	(1) 技師長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	0	0.0			0	0.0	相技師長相当職
				計	0			
8級	薬局長の職務	0	0.0			0	0.0	相薬局長相当職
				計	0			
合計		22	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	(1) 准看護技師の職務 (2) 看護技師(再任用)の職務	0	0.0			0	0.0	准 相 当 護 係 員
				計	0			
2級	(1) 主任准看護技師の職務 (2) 看護技師の職務 (3) 保健技師の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	41	56.2	保健技師	41	41	56.2	任 看 護 の 職 係 員 ・ 主
				計	41			
3級	(1) 主任看護技師の職務 (2) 主任保健技師の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	0	0.0			0:00	7	9.6
				計	0:00			
4級	(1) 看護師長の職務 (2) 困難な業務を行う主任保健技師の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	7	9.6	主任看護技師	1	7	9.6	看 護 師 長 相 当 職
				主任保健技師	5			
				指導看護技師	1			
				計	7			
5級	(1) 副看護部長の職務 (2) 指導保健技師の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と認められる職務で規則で定めるもの	25	34.2	指導保健技師	22	25	34.2	副 相 当 護 部 長
				課長補佐	2			
				千寿荘長	1			
				計	25			
6級	(1) 病院の副院長の職務 (2) 看護部長の職務	0	0.0			0	0.0	相 副 院 長
				計	0			
合 計		73	100.0					